

酒田市議会議長 小松原 俊 殿

議会改革推進特別委員会  
委員長 富 樫 幸 宏

議会改革推進特別委員会報告書

本委員会は、付託された議会改革及び議会活性化について調査研究をしてきたが、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告する。

記

1 委員会開催状況及び活動状況

回数	開催年月日	概 要
1	令元. 12. 20	正副委員長の互選を行い、委員長に富樫幸宏委員、副委員長に池田博夫委員が選出された。
2	令 2. 2. 17	今後の進め方について、具体的検討事項の方向性として次の事項を検討していくことを確認し合った。 ・議員定数及び議員報酬に関する事項 ・一般質問の日程に関する事項 ・決算審査に関する事項 ・議会報告会に関する事項 ・その他、議会改革に関する事項 また、「議員定数及び議員報酬に関する事項」を優先して検討し、中間報告としてこれを報告することとした。
3	令 2. 3. 12	議員定数及び議員報酬について、各委員の考えを出し合った。会議の手法として、本委員会の可視化を検討し、市民意見を広く聴取する場を持つこととした。
4	令 2. 5. 18	本委員会の可視化（YouTube 公開）について実演し、協議した。また、議員定数及び議員報酬について、今後のスケジュール等を確認した。
5	令 2. 6. 30	議員定数及び議員報酬について、市民意見の聴取方法を協議し、各種団体からの推薦、一般公募により「市民の意見を聴く会」を開催するとともに、アンケート形式により市民からの意見募集を行うこととした。これらを踏まえ、今後のスケジュール等について確認した。

6	令 2. 7. 21	「市民の意見を聴く会」と市民からの意見募集について協議した。「市民の意見を聴く会」への各団体からの参加予定状況を確認し開催日時等を設定するとともに、参加者に事前送付する資料を確認した。また、市民からの意見募集をする際の設問内容や配置等の実施要領について協議し、7月22日から8月14日までの間、意見募集することとした。
7	令 2. 7. 30	「市民の意見を聴く会」への一般公募結果により、参加者1名を決定した。また、事前配付資料の追加を確認し、会の進め方について協議した。
8	令 2. 8. 11	「市民の意見を聴く会」を開催し、適正な議員定数及び議員報酬について各団体からの参加者20名、一般公募による参加者1名、計21名から意見を聴取した。また、意見交換により各委員の考えを発言した。なお、一般市民や委員以外の議員による傍聴があった。
9	令 2. 8. 17	本委員会を泉学区コミュニティ防災センターで開催し、「市民の意見を聴く会」で出された意見や意見募集の結果を踏まえ、議員間協議を行った。また、各会派等の意向確認を行った。
10	令 2. 8. 21	本委員会を平田農村環境改善センターで開催し、議員定数及び議員報酬の適正化について議員間協議を行った。各会派等の意向が出揃い、次のように確認された。 (議員定数について) 公成会は22名に削減、志友会及び市政研究会は25名に削減、市民の会及び日本共産党酒田市議会議員団は現状維持。 (議員報酬について) 公成会、志友会、市政研究会及び市民の会は現状維持、日本共産党酒田市議会議員団は定数維持のために減額。
11	令 2. 8. 25	本委員会を亀ヶ崎コミュニティ防災センターで開催し、議員定数及び議員報酬の適正化についてあらためて各会派等の意向とその考え方を確認し、議員間協議を行った。
12	令 2. 8. 31	議員定数及び議員報酬の適正化についてあらためて各会派等の意向とその考え方を確認し、議員間協議を行った。 報告書のまとめ方について、各会派等に持ち帰り協議・調整のうえ、次回報告し合うこととした。
13	令 2. 9. 9	議員定数及び議員報酬の適正化に係る報告書のまとめ方について、各会派等の意見が報告された。
14	令 2. 9. 10	議員定数及び議員報酬の適正化に係る報告書(案)について協議した。
15	令 2. 9. 15	本委員会の中間報告とする、議員定数及び議員報酬の適正化に係る報告書(案)について確認した。
16	令 2. 11. 13	検討項目の整理を行い、協議の進め方について確認した。

17	令 2. 12. 4	一般質問の日程に関する事項について、各会派等の意見を徴した。
18	令 2. 12. 11	一般質問の日程に関する事項について、各会派等の意見を徴し、協議を行った。
19	令 3. 2. 24	一般質問の日程に関する事項について、各会派等の意見を徴し、協議を行った。
20	令 3. 3. 16	一般質問の日程に関する事項について、各会派等の意見を徴し、協議を行った。 決算審査に関する事項及び議会報告会に関する事項について、協議の進め方を確認した。
21	令 3. 3. 22	一般質問の日程に関する事項、決算審査に関する事項及び議会報告会に関する事項について、各会派等の意見を徴し、協議を行った。
22	令 3. 8. 19	本委員会の調査報告について協議し、取りまとめを行った。

## 2 調査結果

本委員会は、議会基本条例に基づき更なる議会改革と議会活性化について調査研究及び提言をすることを目的として、令和元年12月20日に設置され、「議員定数及び議員報酬に関する事項」、「一般質問の日程に関する事項」、「決算審査に関する事項」、「議会報告会に関する事項」、「その他、議会改革に関する事項」について調査、検討を行ってきた。

令和2年9月には、「議員定数及び議員報酬に関する事項」について中間報告を行った。その中で議員定数については、現行の28名を22名・24名・25名とする案や現状維持とする意見が出されたが、最終的に各会派等からの意見では25名とする意見が多かったことを報告している。

また、議員報酬については、なり手や議員の質を確保する観点から、現状維持とする意見が大半を占めたが、定数維持のため報酬を減らすという考え方もあったことを報告している。

中間報告を踏まえ、議会運営委員会において議員定数及び議員報酬について協議され、その結果、議員報酬は現状維持、議員定数は25名にすることに決定された。意見公募を経て、令和2年12月定例会において、議員定数を25名とする酒田市議会議員定数条例の一部改正が提案され、起立多数により可決、令和3年度の一般選挙から適用されることとなった。

令和2年11月からは、議会運営に関することとして、「一般質問の日程に関する事項」、「決算審査に関する事項」、「議会報告会に関する事項」について調査、検討を行ってきた。

「一般質問の日程に関する事項」については、現行、一般質問は議案の採決後である会期の後半で行っているが、これを代表質疑が終わった後の会期の前半に持つてくるといふものである。山形県内や北海道・東北の状況を調査したところ、県内13市の中で一般質問を後半で行っているのは当市議会だけであり、北海道・東北においても一般質問を後半で行っているところは5市議会だけであった。これらの状況を踏まえ協議した結果、議論を深めるために会期の前半に行うべき、また、議員個人の権能であることから採決後の会期の後半に行うべきといった意見があり、全会一致を見ないため、10月に執行される市議会議員選挙による改選後の議会で引き続き検討すべきものとなった。

「決算審査に関する事項」については、現行、決算の審査は分科会方式で行っているが、予算の審査は議場において全体会方式で行っている。そのため、予算については全議員が同じ情報を共有することになるが、決算については全体の議論として共有されない状況もある。山形県内の状況を調査したところ、予算特別委員会は全体会方式、決算特別委員会は分科会方式と、審査の方式が異なっているのは当市議会のみであった。これらの状況を踏まえ協議した結果、全体会または分科会のどちらかの方式に統一することについては全会一致を見たが、どちらの方式で審査を行うかまでは結論を見いだせず、改選後の議会で引き続き検討すべきものとなった。

「議会報告会に関する事項」については、議会の結果等を報告するだけでなく、市民の方が関心のある情報を報告してはどうかという意見が出され、令和3年度の議会報告会から対応することにしたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和3年度の議会報告会が中止になったため、次年度以降の議会報告会から対応することとした。

議会と議員の果たすべき役割を定めた酒田市議会基本条例が制定されてから10年が経過し、その間、議会報告会の実施、条例改正における意見募集、市民の意見を聴く会の開催など市民に開かれた議会運営を目指し、取り組んできたところである。

今後もさらなる議会改革と活性化に向けた協議の場を設置し、継続的に調査検討していくことを望むものである。